

戦後教育資料

VIII
13

8-2
100

皇陛下御座に
討敵補助金の
支出

複写 4

VIII - 13

法務調査意見二

単行団体の...

昭和二十四年五月三日

法務調査意見長官 兼子 一四三

文部省事務次官 伊藤日出登あて

要旨

國が私立の単行団体に補助金を与えることは、それら単行団体の事業として經營され、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に附屬し、その一環として經營されるものでない限り、憲法オ八九条に違反しない。

意見

昭和二十四年五月三日

法務省調査一巻オ三一号

法務調査意見長官 兼子 一

事務次官 伊藤日出登殿

憲法オ八九条の解釈について

本年四月五日附書料二五号をもつて御意見を承るに依るに、貴省は左記問題に對し、當省は左のとおり意見を發表する。

一 問題

個人又は個人の經營する慈善たる単行研究機関又は単行団体に對し、國が補助金を支出することは、

憲法オ八九条に違反しないか。

二 意見

所定の単行研究機関又は単行団体が、宗教団体の事業として經營され、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に附屬し、その一環として經營されるものでない限り、國がこれに對し補助金を支出することは、憲法オ八九条に違反しない。

三 理由

憲法オ八九条は、宗教団体又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對して公金を支出すること等を禁止している。

思うに、教育の事業とは、人の精神的又は肉体的養成をめぐりて、人々を教養せしむることを目的とする事業であつて、教育する者と教育される者の存在を以ては、これら五者あることはできない。ところが、純然たる単行研究機関又は単行団体は、單行の研究を目的とし、これら五者あるもの、人々を教養せしむることを目的とするものではなく、従つてまた教育される者の存在を必要としないものであつて、これら五者の研究又は団体の經營は、教育の事業というにはできない。従つてこれに公金を支出することは、憲法オ八九条に違反するものではない。しかしながら、これら五者の研究又は団体は、宗教団体の事業として經營され、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に附屬し、その一環として經營されている場合に於ては、この限りでない。すなわち、これら五者の研究又は団体は、宗教団体の事業として經營されている場合においては、例外なく、またその他の場合に於いては、これら五者の研究又は団体だけが特に公の支配に属するものと認められるよう存特別の場合を除いては、これら五者の研究又は団体に公金を支出することは、その母体を宗教団体又は事業主に公金を支出することとなり、憲法に抵触するものと解する。(なお、「公の支配」の解釈については、興業会の引用する昭和二十四年二月一日附法務省調査二巻オ八号を参照されたい。)